

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1031 号（諮問第 1676 号）

件名：履歴カードの不開示決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 9 月 17 日

2 原処分

令和 3 年 9 月 30 日（不開示決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別記に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、履歴カード（A 市正規教員分）（以下「本件行政文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 10 月 8 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 2 月 3 日

5 答申

令和 5 年 1 月 30 日

6 審査会の結論

教育委員会が、本件開示請求に対し、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書は A 市内の小学校及び中学校に勤務する全ての正規教員（校長及び教頭を含み、養護教諭を除く。以下「教員」という。）の履歴カードであると解される。

実施機関は、条例第7条第2号に該当するとして、本件行政文書を不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

本件行政文書は、職員の氏名、生年月日、住所、学歴、職種歴などの履歴事項に関する情報が記載されたものであり、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

審査請求人は、公人で公務員である教員の出身大学は秘匿すべき情報にあたるのか疑問がある旨主張していることから、当該情報が同号ただし書ハに規定する職務の遂行に係る情報に該当するか以下検討する。

職務の遂行に係る情報とは、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいうとされているところ、教員の出身大学に関する情報は、公務員個人の私的な情報であって、公務員個人の具体的な職務遂行に係る情報であるとは認められないため、本件行政文書は同号ただし書ハに該当しない。さらに、同号ただし書イ、ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第9条の適用について

ア 審査請求人は、小中学校における学閥人事をなくすことは公益上必要があることから、条例第9条により本件行政文書を開示すべき旨を意見陳述において主張する。

イ 条例第9条は、開示請求があつた行政文書に不開示情報が記録されて

いるときは、実施機関は開示してはならないことになるが、一般的には開示されないことの利益が認められる情報についても、高度の行政的な判断として、開示することに優越的な公益が認められる場合があり得ることから、実施機関の裁量的判断による開示の根拠を定めたものであるため、開示することに優越的な公益が認められる場合には、公益上特に必要があるとして、実施機関は同条に基づく開示をすることができる。

ウ この点、前記(3)において述べたとおり、本件行政文書が条例第7条第2号に該当し、個人情報等を公にすることによる不利益に優越する公益が存在する事情も特段認められないことから、実施機関が公益上特に必要があるとはいえないとして条例第9条の適用をしなかったことは、不合理とはいえない。

(5) 本件行政文書以外の請求対象文書の存否について

審査請求人は、特定の教員個人ごとに作成された本件行政文書ではなく、出身大学別の教員の人数が分かる文書の開示を求めており、当該文書は特定の個人を識別できるものではないため、開示できる旨主張する。

当審査会において実施機関に確認したところ、本件行政文書のほかに、本件開示請求の内容に合致する文書は業務上必要となることはないことから作成、取得することはないとのことである。

よって、本件行政文書のほかに対象となる文書は存在しなかったという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性等については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別記

A市の小中学校におけるB大学出身者数が分かる文書